

鹿屋市告示第 495 号

鹿屋市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 10 月 31 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 7 年 10 月 31 日 決 裁

鹿屋市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「児童扶養手当」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当」に改め、「所得水準」の次に「（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定に該当するものを除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記第2号様式））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記第2号様式））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の

証明書を含む。)

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 前項第2号イに規定する書類（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を確認できるもの）

ウ 前項第2号ウに規定する書類（修業開始日の属する年の前々年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、3年前の年）及び修了日の属する年の前々年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、3年前の年）の状況を確認できるもの）

第7条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。